

札幌飛行場における除雪体制に係る確認書

札幌飛行場（丘珠空港）における民航定期便（冬季間）の増便を行うため、これまでの調整経緯を踏まえ、札幌飛行場における除雪体制について、防衛庁及び国土交通省は以下のとおり確認する。

- 1 平成17年度冬季間については、平成16年度と同様に民航側において民航エプロン地区の除雪を行う。
- 2 平成18年度以降の冬季間については、民航側において民航エプロン地区に加え、第2誘導路の除雪を行う。

平成17年10月21日

防衛庁長官官房施設課長



国土交通省航空局飛行場部管理課長

